

【保存版】

令和5年6月1日

保護者の皆様

大津市立瀬田小学校
校長 村田 耕一

非常変災時における対応について（重要）

■特別警報および台風等暴風警報の場合

- ・午前7時現在、滋賀県全域、滋賀県南部、近江南部に、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業とします。
- ・児童の登校後、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合は、状況に応じ適切な指導のうえ帰宅させますので、ご家庭で対応をお願いします。給食を食べずに帰宅する場合がありますので、ご了解ください。
- ・登下校時に危険がともなうと予想される場合は、メール配信等を使って連絡する場合があります。（道路遮断、川の増水等で危険な場合）
- ・上記の警報発令前であっても、発令が必至と判断される場合には、臨時休業および終業時刻の繰り上げ措置をとる場合があります。その場合には、メール配信を使って連絡します。

■その他の警報（大雨、洪水、大雪等）の場合

- ・学校は休みにはなりません。が、気象情報や報道、学校からのメール配信等にご注意ください。（メール配信登録がまだの方は早急に登録をお願いします。登録方法については担任にお尋ねください。）

■緊急時における下校の体制について

区分	下校方法	状況	保護者への連絡
A	・保護者または保護者が指定した代理者に引き渡す ・引き渡し場所は状況に応じて運動場か教室にて行う	・大地震等大規模自然災害 ・学校周辺での凶悪犯罪 ・下校時の危険が高い場合	・メール配信 ・電話連絡
B	・町別(又は方面別)集団下校 ・教師の引率	・大雨・暴風警報発令 ・学校周辺での不審者出没情報 ・下校時に不安がある場合	・メール配信

- 急に臨時休業になった翌日については、学校からメール等特別の連絡がない限り、時間割通りの学習準備で登校させてください。

【このお知らせは、目に留まるところに掲示しておいてください。】